

自動車基準の国際調和、相互承認等に関する「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」の一部改正について

1. 背景

我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和、認証の相互承認の推進のため、平成10年に「国連の車両等の型式認定相互承認協定」に加入し、その後、相互承認協定に基づく規則について段階的に採用をすすめているところです。

今般、国連欧州経済委員会（UN/ECE）自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第145回会合において、「安全ベルトのアンカレッジに係る協定規則（第14号）」など4規則の改訂を採択したことを受け、今後、協定に定める規則改正手続きを経て、平成21年2月26日に当該改正案が発効されることとなっています。

また、デジタル式運行記録計について、外部メモリが装着されていない状態では、運転席に警告表示することが規定されていますが、今般、運行データ等を記録できる専用内部メモリを有するものが新たに製作されたことから、メーカーより当該装置については外部メモリが装着されていない状態でも警告しなくてもよいこととしてほしいとの要望がありました。

これらを受け、自動車の安全性向上及び国際基準との調和並びに新技術への対応を図るため、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）（以下、「細目告示」という）を改正することとしました。

2. 改正概要

(1) 協定規則の改正に伴う基準改正概要は以下のとおりです。

二輪車の制動装置（細目告示第15条第4項）

「二輪車の制動装置に係る協定規則（第78号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

二輪自動車に備える制動装置に適用します。

【改正概要】

ピークブレーキ係数（PBC）の決定方法を改正します。

PBC（ピークブレーキ係数）を求める計算式を $0.56/t$ から $0.566/t$ に改める。（ t =車両速度が40km/h～20km/hまでに減少する時間（秒））

PBC値の桁数を小数点以下3桁までとします。

試験時において、ABSが装着されている二輪自動車の速度が40km/h～20km/hの間、現行の車両要件であるABSが非接続の状態であることに加え、新たに非作動の状態でもよいこととします。

【適用時期】

新型車：平成21年6月18日より適用します。

継続生産車：平成23年6月18日より適用します。

座席ベルト（細目告示第30条第2項及び第3項）

「安全ベルトのアンカレッジに係る協定規則（第14号）」及び「座席ベルトに係る協定規則（第16号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の自動車を除く。）に適用します。

【改正概要】

ISOFIXアンカレッジの試験方法及び座席ベルトのウエビング試験方法を改正します。

ISOFIXの静的強度要件である規定荷重までの達成時間を2秒以内から30秒以内に改めます。

座席ベルトのウエビング幅試験において、ウエビング引張り試験中に試験機を止めずに9,800N到達時点で測定していたものを、試験機を止めて測定するように改めます。

高張力ポリエステル糸を綾織りしたウエビングについては、幅測定を従来の9,800N負荷状態での測定から、無負荷状態での測定するように改めます。

【適用時期】

平成24年7月1日より適用します。

配光可変型前照灯（細目告示第42条第1項、第8項及び第11項）

「配光可変型前照灯に係る協定規則（第123号）」の改正に伴い、以下のとおり改正します。

【適用対象】

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、被牽引自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）

【改正概要】

配光可変型前照灯にLEDモジュールを使用可能とします。

直進状態で主要なすれ違い前照灯を提供するLEDモジュールの総光束を1,000ルーメン以上とします。

複数の異なるLEDモジュールを使用する場合、それらが同じランプハウジング内で相互に互換出来てはならないこととします。

LEDモジュールは13.5V（光源電子制御装置を使用する場合は申請者が指定する電圧）で測定し、測定値に0.7を乗じて適合性を判断することとします。

LEDモジュールは赤色成分についてその限度を規定します。

LEDモジュールにUV放射試験を適用します。

【適用時期】

施行日より適用します。

(2) その他の基準改正概要は以下のとおりです。

車載記録部を有するデジタル式運行記録計（細目告示別添89）

【改正概要】

内部メモリを有し、そこに運行データ等を記録することができるデジタル式運行記録計については、外部インタフェース部及び情報伝達媒体が装着されていない状態でもその旨を警告しなくてもよいこととします。

【適用時期】

施行日より適用します。

(3) 参考資料

参考 1 国連の車両等の型式認定相互承認協定（1958年協定）の概要

参考 2 国連の車両等の型式認定相互承認協定における相互承認の対象項目